平成２６年（フ）第４２３号
埼玉県川口市芝中田２丁目６番29号　篠田ハイツ202号、破産申立時の住所埼玉県川口市青木１丁目21番８号　ニューライフハウス103号
債務者　梅澤周一郎
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４６４号
埼玉県さいたま市中央区本町西４丁目19番19―203号
債務者　伊藤　誠一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２２９号
埼玉県草加市金明町663番地７　サンライズハイツ205号
債務者　赤津　義勝
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
埼玉県草加市金明町802番地６　トゥルーハイム103号、旧住所埼玉県草加市小山１丁目８番28号
債務者　赤津　英一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
埼玉県三郷市彦成４丁目４番10―212号
債務者　伊藤　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
神奈川県厚木市長谷1158番地２　コーポ清水105、前住所埼玉県川口市中青木１丁目３番９―201号　グリーンキャッスルM
債務者　武井　良子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６９号
新潟県長岡市宮栄３丁目12番９号　スワニーコーポラス203号室
債務者　入倉　美鈴
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５１６号
札幌市北区新川西３条６丁目２番15号
債務者　古川　珠子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６５９号
札幌市豊平区月寒東４条18丁目16番23号
債務者　小野　義信
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８４号
札幌市東区北20条東14丁目５番13―201号
債務者　加藤　明子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２４号
札幌市東区北33条東17丁目１番21―306号
債務者　石崎　清幸
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２８号
札幌市中央区南20条西12丁目１番20―105号
債務者　横畠　宏一
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７２９号
札幌市東区北25条東10丁目３番20―301号　石川奨方、住民票上の住所札幌市東区北43条東17丁目１番９―38号
債務者　嶋田　良子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４０号
札幌市豊平区平岸４条３丁目７番12号　メゾン石田Ｂ―101号
債務者　川部　恒己
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７４６号
北海道江別市野幌松並町27番地の８　ハビビ栄102
債務者　渡邊　博行
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
神奈川県小田原市扇町５丁目11番３号　プリオール2004―102号、前住所神奈川県小田原市飯田岡72番地の１　シャルマンＫ204
債務者　庄子　光江
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部